

広島県公安委員会告示第13号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社山陽自動車学校から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年2月23日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

1 変更の内容

新代表者 横 田 尚 哉

旧代表者 高 木 行 夫

2 変更年月日

平成21年2月2日